

平成 18 年 5 月 15 日

各 位

石油資源開発株式会社
代表取締役社長 棚橋 祐治
(コード番号：1662)
問合せ先：総務部広報グループ長 下村 恒一
(電話：03-5461-7413)

定款中一部変更について

当社は、平成 18 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款中一部変更の件」を平成 18 年 6 月 27 日開催の第 36 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 平成 19 年 3 月末の本社事務所移転予定に伴い、現行定款第 3 条の本店の所在地を東京都品川区から東京都千代田区に変更するものであります。なお、この変更は、本社事務所移転日から実施することといたします。
- (2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日付にて施行されたことに伴い、次のとおり所要の変更を行うものであります。

会社法の施行により、当社の機関として、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く旨の定めがあるとみなされたため、当該規定を新設するとともに、新たに会計監査人の章を新設するものであります。(変更案第 4 条、第 6 章)

会社法の施行により、株券を発行する旨の定めがあるとみなされたため、当該規定を新設するものであります。(変更案第 8 条)

単元未満株式について行使できる権利を明確にする規定を新設するものであります。(変更案第 10 条)

会社法では、株主総会の招集地に関する制限が撤廃されましたが、当社の株主総会の開催場所は、東京都区部に限定する旨定めるものであります。(変更案第 15 条)

インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対し提供したとみなすための規定を新設するものであります。(変更案第 17 条)

取締役会を開催せず取締役会の決議があったものとみなすことができる、
いわゆる書面決議が認められたため、これを可能とするための規定を新設する
ものであります。(変更案第 28 条)

(3) その他、会社法の規定に合わせた表現の変更のほか、現行定款の全般にわたり必要と認められる章立て及び条項の整理並びに字句の修正を行うものであります。

2 . 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3 . 日程

(1) 定款変更のための株主総会開催予定日 平成 18 年 6 月 27 日

(2) 定款変更の効力発生予定日 平成 18 年 6 月 27 日

但し、本社事務所移転に伴う変更(第 3 条) に関しては、本社事務所移転日(平成 19 年 3 月末を予定) をもって変更の効力発生日といたします。

(別紙)

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(本店の所在地) 第3条 本会社は、本店を東京都品川区に置く。 [新設]	(本店の所在地) 第3条 本会社は、本店を東京都千代田区に置く。 (機関) 第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人
(公告) 第4条 本会社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行なう。 第2章 株 式	(公告方法) 第5条 本会社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行なう。 第2章 株 式
(株式の総数) 第5条 本会社の発行する株式の総数は、1億2,000万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 本会社の発行可能株式総数は、1億2,000万株とする。
(自己株式の取得) 第6条 本会社は、商法第211条ノ3第1項第2号の定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。 [新設]	(自己の株式の取得) 第7条 本会社は、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。 (株券の発行) 第8条 本会社は、株式に係る株券を発行する。
(1単元の株式の数) 第7条 本会社の1単元の株式の数は、100株とする。 2 本会社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。	(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第9条 本会社の単元株式数は、100株とする。 2 本会社は、前条の規定にかかわらず単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しないことができる。

現行定款	変更案
[新 設] (名義書換代理人) 第 8 条 本会社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。 2 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所</u>は、取締役会の決議によって<u>選定し</u>、これを公告する。 3 本会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。) <u>及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、本会社においては取扱わない。</u> (株式取扱規則) 第 9 条 株券の種類、株式の名義書換、質権の得喪、株券の再発行、信託財産の表示又は抹消、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱及びその手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。 (基準日) 第 10 条 本会社は、<u>毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。) をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u> 2 <u>前項のほか、必要がある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u>	(単元未満株式についての権利) 第 10 条 本会社の株主(実質株主を含む。以下同じ) は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> 1 . 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 2 . 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (株主名簿管理人) 第 11 条 本会社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。 2 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所</u>は、取締役会の決議によって<u>定め</u>、これを公告する。 3 本会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。) <u>株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取扱わない。</u> (株式取扱規則) 第 12 条 本会社が発行する株券の種類並びに<u>株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及びその手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</u> [削 除]

現行定款	変更案
第3章 株主総会 (招 集) 第11条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある<u>ごと</u>に随時招集する。 2 <u>株主総会は、法令に別段の定がある場合を除き、取締役会の決議に基づいて社長が招集する。ただし、社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれを招集する。</u> [新 設] [新 設] (議 長) 第12条 <u>社長は、株主総会の議長となる。</u> 2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める<u>順序</u>により他の取締役が議長となる。 [新 設]	第3章 株主総会 (招 集) 第13条 <u>本会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。</u> [削 除] (定時株主総会の基準日) 第14条 <u>本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u> (開催場所) 第15条 <u>株主総会は、東京都区部において開催する。</u> (招集権者及び議長) 第16条 <u>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて社長が招集し、議長となる。</u> 2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定め<u>た</u>順序により他の取締役が<u>株主総会</u>を招集し、議長となる。 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第17条 <u>本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対し提供したものとみなすことができる。</u>

現行定款	変更案
(決 議) 第 13 条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。 2 商法第 343 条に定める株主総会の特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当る多数をもってする。 (議決権の代理行使) 第 14 条 株主又はその法定代理人は、他の株主にその議決権の行使を委任することができる。ただし、株主が法人である場合には、使用人に議決権を行使させることができる。 2 前項の場合においては、代理権を証する書面を総会ごとにあらかじめ本会社に提出しなければならない。 (議事録) 第 15 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行なう。 第 4 章 取締役及び監査役 (員 数) 第 16 条 本会社に、取締役 15 人以内、監査役 4 人以内を置く。 (選任の決議) 第 17 条 取締役及び監査役の選任の決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。 2 取締役の選任の決議については、累積投票によらないものとする。	(決議方法) 第 18 条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当る多数をもって行う。 (議決権の代理行使) 第 19 条 株主又はその法定代理人は、本会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。 2 前項の場合においては、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。 (議事録) 第 20 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。 第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第 21 条 本会社の取締役は、15 名以内とする。 (取締役の選任) 第 22 条 取締役の選任の決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 2 取締役の選任の決議は、累積投票によらないものとする。

現行定款	変更案
(任 期) <u>第 18 条 取締役の任期は、就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2 監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u> <u>4 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u> (代表取締役及び役付取締役) <u>第 19 条 本会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって定める。</u> <u>2 取締役会の決議をもって、社長 1 人を置き、必要に応じて会長 1 人並びに副社長、専務取締役及び常務取締役各若干人を置くことができる。</u> [新 設] [新 設] [新 設]	(取締役の任期) <u>第 23 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> [削 除] <u>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> [削 除] (代表取締役及び役付取締役) <u>第 24 条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</u> <u>2 取締役会は、その決議によって、社長 1 名を選定し、必要に応じて会長 1 名並びに副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u> (取締役会の招集権者及び議長) <u>第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し、議長となる。</u> <u>2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。</u> (取締役会の招集通知) <u>第 26 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。</u> (取締役会の決議方法) <u>第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。</u>

現行定款	変更案
[新 設] [新 設]	(取締役会の決議の省略) 第 28 条 本会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べた時はこの限りではない。 (取締役会議事録) 第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。
第 5 章 取締役会及び監査役会 (取締役会) 第 20 条 取締役会は、社長が招集し、その議長となる。ただし、社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれにあたる。 2 監査役は、取締役会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。 3 取締役会の招集の通知は、各取締役及び監査役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。 (取締役会の決議方法) 第 21 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行なう。 (取締役会議事録) 第 22 条 取締役会における議事の経過の要領及び結果は、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行なう。	第 5 章 監査役及び監査役会 [削 除] [削 除] [削 除]

現行定款	変更案
(監査役会) 第 23 条 <u>監査役会は、各監査役が招集する。</u> 2 <u>監査役会の議長は、監査役の互選をもって定める。</u> 3 <u>監査役会の招集の通知は、各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。</u> 4 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。</u> 5 <u>監査役会における議事の経過の要領及び結果は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行なう。</u> [新 設] [新 設] [新 設] [新 設]	[削 除] (監査役の員数) 第 30 条 <u>本会社の監査役は、4 名以内とする。</u> (監査役の選任) 第 31 条 <u>監査役の選任の決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (監査役の任期) 第 32 条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> (常勤の監査役) 第 33 条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>

現行定款	変更案
[新 設]	<u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第 34 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。</u>
[新 設]	<u>(監査役会の決議方法)</u> <u>第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>
[新 設]	<u>(監査役会の議事録)</u> <u>第 36 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u>
	<u>第 6 章 会計監査人</u>
[新 設]	<u>(会計監査人の選任)</u> <u>第 37 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u>
[新 設]	<u>(会計監査人の任期)</u> <u>第 38 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u>
<u>第 6 章 相談役及び顧問</u>	<u>第 7 章 相談役及び顧問</u>
<u>第 24 条 本会社に、取締役会の決議により、相談役及び顧問若干人を置くことができる。</u> 2 相談役は、本会社の業務一般につき、顧問は、特定の業務につき、社長の諮問に応ずるものとする。 3 相談役及び顧問は、取締役会の求めにより、これに出席して意見を述べることができる。	<u>(相談役及び顧問)</u> <u>第 39 条 本会社に、取締役会の決議により、相談役及び顧問若干名を置くことができる。</u> 2 [現行どおり] 3 [現行どおり]

現行定款	変更案
第 7 章 計 算 (営業年度) 第 25 条 本会社の営業年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。 (配当金等) 第 26 条 利益配当金は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。 2 本会社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、中間配当(商法第 293 条ノ 5 の規定による金銭の分配をいう。)を行なうことができる。 3 本会社は、利益配当金及び中間配当金の支払の提供をした後 3 年を経過したときは、その支払の義務を免れるものとする。 [新 設] [新 設]	第 8 章 計 算 (事業年度) 第 40 条 本会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。 (剰余金の配当の基準日) 第 41 条 本会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。 [削 除] [削 除] 2 本会社は、前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。 (中間配当) 第 42 条 本会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。 (配当金の除斥期間) 第 43 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、本会社はその支払の義務を免れる。